

査 答 申 情 第 1 1 号
平成 2 0 年 1 2 月 1 0 日

生駒市長 山 下 真 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会
会長 石 田 榮 仁 郎

公文書の部分開示決定に対する不服申立てについて（答申）

平成 2 0 年 5 月 2 6 日付け生職第 1 8 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申
します。

記

「市民活動推進課職員の平成 1 5 年 4 月から平成 2 0 年 3 月までの出勤表」の部分開示決定に対
する異議申立て事案

（諮問情第 1 1 号）

答 申

第1 審査会の結論

生駒市長（以下「実施機関」という。）が、市民活動推進課職員の平成15年4月から平成20年3月までの出勤表（以下「本件公文書」という。）につき、部分開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、生駒市情報公開条例（平成9年12月生駒市条例第26号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づく開示請求に対し、実施機関が平成20年4月30日付けで行った本件公文書の部分開示決定について、その処分を取り消し、本件公文書の開示を求めたものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立人からの意見書の提出及び意見陳述がともになされなかったため、異議申立書によると、本件処分は違法・不当とのことである。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関が、本件公文書の部分開示決定理由説明書及び口頭意見陳述において説明している本件決定の理由は、概ね次のとおりである。

1 本件異議申立てについて

本件異議申立ては、「市民活動推進課の出勤簿及びタイムカード平成15年度分より平成20年3月分まで」との開示請求に対して、実施機関が行った原処分について、不開示部分の開示を求めてなされたものである。

2 出勤表について

出勤表は、勤務情報システムにより職員カードを管理人室前のカードリーダーに通すことによって、記録された月ごとの各職員の出退勤の状況を1枚の紙に出力したものである。時間外勤務、休暇の取得等については所属長がこのシステムにより承認している。

なお、休暇の種類には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇がある。

3 本件公文書について

本件公文書は、市民活動推進課職員の平成15年4月～平成20年3月までの出勤表であり、職員各々の出勤及び休暇に関する情報が記録されたものである。

なお、出勤表（出退勤時間表）には、職員番号、氏名、所属名及び日付が記載され、出勤及び退勤の時刻が打刻される。又、備考欄には休暇の種別、時間外、振休（振替）、振勤（週休日勤務）が記載されることになっている。

4 実施機関の理由説明要旨について

本件公文書は、生駒市情報公開条例第6条第2号に該当するため一部を不開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

(1) 原処分において不開示とした部分について

出勤表の休暇（年次有給休暇を除く。）の理由に関する部分である。

(2) 条例第6条第2号該当性について

出勤及び休暇に関する情報については、当該職員が公務に従事した、又はしなかったこと自体は、公務遂行に関する情報であるが、公務に従事しなかった理由に関しては、私事に関する情報になるため、休暇を取得したかどうかについては、開示するが、その理由については職員の個人に関する情報に該当する。

また、平成12年（行ヒ）第334号公文書非開示決定取消請求事件によると、「出勤及び出張に関する情報はそれ自体は、当該職員が公務に従事したことを示すものであり、これが当該職員の私事に関する情報を含まない公務遂行に関する情報であることは明らかである。他方、個々の職員の休暇の種別、その原因ないし内容や取得状況を示す情報は、公務とは直接かかわりのない事柄であって、私事に関する情報ということが出来るが、公務に従事しなかったこと自体は、やはり公務遂行に関する情報としての面があるというべきである。そうすると、出勤及び出張に関する情報を開示することが、その反面として、それ以外の日に公務に従事しなかったこと自体を明らかにするとしても、公務に従事しなかった理由まで明らかになるわけではないから、私事に関する情報を開示することにはならないというべきである。」とあり、当該職員が公務に従事した、又はしなかったこと自体は、公務遂行に関する情報であるが、公務に従事しなかった理由に関しては、私事に関する情報になるため、生駒市情報公開条例第6条第2号に該当する。

第4 審査会の判断

審査会は、異議申立ての対象となった公文書並びに実施機関及び異議申立人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 本件公文書について

本件公文書は、市民活動推進課職員の平成15年4月から平成20年3月までの出勤表であり、職員各々の出勤及び休暇に関する情報が記録されたものである。これには、職員番号、氏名、所属名が記載され、出勤した日時、時刻、退出した時刻等が分かるものである。又、備考欄には年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇等の種別が略号を用いて記載されている。すなわち、年次有給休暇の取得を示すものとして「年休」、「時間休」等、特別休暇の取得を示すものとして「特休」、「忌引」、「夏季休暇」等、病気休暇の取得を示すものとして「病休」等があり、その他「介護休暇」、「育児休業」、「休職」等が印字されている。

2 条例第6条第2号の該当性について

(1) 条例第6条第2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。」を不開示情報として規定している。また、条例第6条第2号ただし書は、「ア 法令等の規定により、何人でも閲覧できるとされている情報」「イ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報」「ウ 公務員等・・・の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名」「エ 法令等の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに類する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示をすることが公益上必要であると認められるもの」のいずれかに該当する公文書は、本号本文に該当する場合であっても開示しなければならない旨規定している。

(2) これを本件公文書について検討すると、出勤表に記載された情報は、職員の「所属」及び「氏名」の記載と結びついており、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る個人情報である」ということができる。ただし、公務員等の職務遂行に関する情報は、当該職員個人の私事に関する情報を除き、本号の不開示事項から除外することとしている。そこで、不開示とされた「休暇（年次有給休暇を除く。）の理由」について、以下検討する。

「休暇」の取得は、公務に従事しなかったこと自体を明らかにする情報であり、当該職員が公務に従事した、又はしなかったこと自体は、公務遂

行に関する情報である。しかし、「休暇の理由」は、公務とは直接かかわりのない事柄であって、職員個人の私的な情報として本来保護されるべき個人に関する情報であり、本号ただし書ウの「公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名」に該当しないことは明らかである。ただし、年次有給休暇については、当該公務員のプライバシーとして保護すべき蓋然性が低いため、開示したものである。

なお、このことは、最高裁判所平成15年11月21日第二小法廷判決（平成12年（行ヒ）第334号公文書非開示決定取消請求事件）においても、同様に判断されているところである。

3 結論

以上の事実及び理由により、実施機関が、本件公文書を条例第6条第2号に該当するため、部分開示とした決定は、妥当である。

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成 20 年 5 月 26 日	○ 実施機関から諮問を受けた。
平成 20 年 7 月 25 日	○ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成 20 年 9 月 24 日 本件第 1 回審査会 (通算第 35 回審査会)	○ 実施機関から不開示理由の聴取等を行った。 ○ 審議を行った。
平成 20 年 10 月 30 日 本件第 2 回審査会 (通算第 36 回審査会)	○ 審議を行った。 ○ 答申の案文検討を行った。
平成 20 年 11 月 19 日 本件第 3 回審査会 (通算第 37 回審査会)	○ 審議を行った。 ○ 答申を確定した。

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	所属、団体名	備 考
いしだ ひでじろう 石 田 榮仁郎	近畿大学教授	会長
おがた けんし 緒 方 賢 史	弁護士	
かなたに しげき 金 谷 重 樹	摂南大学教授	会長職務代理者
たなか ひろよし 田 中 啓 義	弁護士	
みむら えいこ 三 村 英 子	弁護士	